



臨時株主総会招集ご通知

開催日時 | 2020年12月17日(木曜日)午前10時
受付開始予定:午前9時

場 所 | 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル地下1階
大宴会場「天空」
※会場ご案内図を裏表紙に記載しておりますので、ご参照ください。



委任状及び議決権行使書の返送、またはインターネットによる議決権行使期限
2020年12月16日(水曜日)午後6時まで

| | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 目次 | 臨時株主総会招集ご通知 | 1 |
| | 議決権行使のご案内 | 3 |
| | ・委任状による議決権行使のご案内 | 4 |
| | ・その他の方法による議決権行使のご案内 | 5 |
| | ・委任状に関するQ & A | 7 |
| | 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類 及び株主総会参考書類 | 8 |
| | <株主提案> | |
| | 第1号議案 取締役 長岡 勤氏解任の件 | |
| | 第2号議案 取締役 森 信博氏解任の件 | |
| | 第3号議案 取締役 秋山智史氏解任の件 | |

第1号議案から第3号議案まで、全て株主提案の議案です。
当社取締役会は全ての議案に反対しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、**全ての議案に「反対」**の議決権行使をしていただきますようお願い申し上げます。

- ・資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会での株主の皆様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都文京区後楽1丁目3番61号
株式会社 東京ドーム
代表取締役 長 岡 勤
社 長

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会は株主からの請求を受けて開催するものであり、上程されている議案は当該株主からの提案に基づくもののみとなっております。当該議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりであります。

当社取締役会は、株主からの提案に基づく当該議案の全てに反対しております。

当社取締役会の当該議案に対する意見は、後記10頁から12頁及び16頁から30頁をご参照ください。

なお、当社では、次頁のとおり新型コロナウイルスの感染予防の措置を講じた上で、本臨時株主総会を開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、**ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。**

当日のご出席を見合わせていただく場合は、委任状、議決権行使書またはインターネットによる議決権行使をすることができますが、**当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしております**ので、後記8頁から30頁記載の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討いただきまして、後記4頁記載の「委任状による議決権行使のご案内」をご参照の上、**議決権行使書とともに2020年12月16日（水曜日）午後6時までに当社に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。**

議決権行使書またはインターネットの委任状以外の方法によって議決権を行使される場合には、後記5頁から6頁記載の「その他の方法による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月17日（木曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2. 場 所 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 大宴会場「天空」
(会場ご案内図を裏表紙に記載しておりますので、ご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

<株主提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役 長岡 勤氏解任の件

第2号議案 取締役 森 信博氏解任の件

第3号議案 取締役 秋山智史氏解任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面として、委任状ならびに、委任する株主及び代理の株主の議決権行使書用紙をご提出ください。株主ではない代理人及び同伴の方など株主以外の方は、株主総会にご出席いただけません。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書による議決権行使の際に、各議案につき賛否の表示のない場合には、株主提案議案に「反対」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 3. 委任状による議決権行使と議決権行使書またはインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合には、委任状による議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
 5. 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
 6. 株主総会でのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 7. 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.tokyo-dome.jp/ir/s_meeting.html) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。<https://www.tokyo-dome.jp/index.html>

議決権行使のご案内

本臨時株主総会における議案の詳細と取締役会の考え方につきましては、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」（8頁から30頁）をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、第1号議案から第3号議案まで、全て株主提案の議案です。

当社取締役会は全ての議案に反対しております。詳細は後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」（8頁から30頁）をご参照ください。

当社取締役会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、**全ての議案に「反対」**の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

議決権行使の方法

委任状による議決権行使のご案内

当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしております。

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。次頁の委任状記入方法をご参照の上、委任状の必要箇所にご記入、ご押印いただき、議決権行使書とともに、2020年12月16日（水曜日）午後6時までに当社に到着するようにご返送ください。⇒詳細については4頁をご参照ください。

その他の方法による議決権行使のご案内

A 株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、臨時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時

2020年12月17日（木曜日）
午前10時

B 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。
⇒5頁ご参照

行使期限

2020年12月16日（水曜日）
午後6時到着時まで

C インターネットによる 議決権行使



パソコンやスマートフォン等で、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、行使期限までにご入力ください。⇒6頁ご参照

行使期限

2020年12月16日（水曜日）
午後6時まで

委任状による議決権行使のご案内

臨時株主総会招集ご通知（本書）同封の委任状について、下記の記入例①～⑤をご確認いただき、必要事項をご記入の上、議決権行使書とともに、2020年12月16日（水曜日）午後6時までには到着するようにご返送ください（切手は不要です）。

当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、委任状の第1号議案から第3号議案の全ての議案について賛否表示欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否の表示のない場合には、株主提案議案に「反対」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 ※「委任状に関するQ&A」は、7頁をご参照ください。

■記入方法のご案内

➔ ⑤委任先の記入は不要です。
 空欄のままご返送ください。

| | | | | | |
|--|--|---|------|----|------------|
| 委 任 状 | | 株主番号 | 議決権数 | 個 | 日付 |
| 株式会社 東京ドーム 御中 | | | | | 2020年12月 日 |
| ⑤ 私は、株主の事項を委任します。 を代理人と定め、以下 1. 2020年12月17日開催の株式会社東京ドーム臨時株主総会（継続会または総会を含む）に出席し、右の議案につき私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。ただし、(i)各議案につき賛否の表示をしていない場合、(ii)各議案の原案に対し修正案が提出された場合、および(iii)議事進行その他株主総会の手続等に関連する助議が提出された場合は、いずれも自航委任いたします。 2. 復代理人を選任すること。 | | 議 案 第1号議案 第2号議案 第3号議案 賛 否 表 示 欄 〇 〇 〇 〇 〇 〇 | ④ | 署名 | |
| | | 当社取締役会は、株主からの提案に基づく当該議案の全てに反対しております。 上記に記載の当社方針にご賛同いただける場合は、日付・署名をご記入、ご押印の上各議案につき「否」に○印でご表示ください。 | | ② | ご押印 |

委任状をお送りいただく場合は、議決権行使書も合わせてご返送ください。

➔ ①委任状を書いた日付をご記入ください。

➔ ②株主様ご自身のお名前をお書きください。
 ※法人名義の場合には、会社名と代表者名の両方をお書きください。

➔ ③ご捺印（認印可）をお願いいたします。

④こちらに各議案の賛否をご記入ください。

■記入例

取締役会の意見にご賛同いただける場合

| | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| 議 案 | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 |
| 賛 否 表 示 欄 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | 〇 | 〇 | 〇 |

取締役会の意見に反対される場合

| | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| 議 案 | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 |
| 賛 否 表 示 欄 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | 〇 | 〇 | 〇 |

その他の方法による議決権行使のご案内

書面による議決権行使のご案内

臨時株主総会招集ご通知（本書）同封の議決権行使書の賛否表示欄に、各議案の賛否をご記入いただき、**2020年12月16日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください**（切手は不要です）。この場合、委任状の返送は不要です。もっとも、本臨時株主総会では、株主様から株主提案が提出されており、株主総会当日の議事運営を適切かつ適正に行うため、株主の皆様が委任状のご返送をお願いしております。書面による議決権行使ではなく、**委任状による議決権行使をご検討くださいますようお願い**申し上げます。

当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、議決権行使書の第1号議案から第3号議案の全ての議案について賛否表示欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否の表示のない場合には、株主提案議案に「反対」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

■記入方法のご案内

| 議決権行使書 | | 株主番号 | 議決権行使回数 | 個 | お 願 い | | | | | | | | | | | |
|--|-------|--|---------|----|--|-------|-------|-------|-------|---|---|---|--|---|---|---|
| 株式会社 東京ドーム 御中 | | | | | <p>1. 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月16日午後6時までに到着するようにご返送ください。</p> <p>2. 賛否の表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。</p> <p>3. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし2020年12月16日午後6時までに行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。</p> <p>4. 株主総会にご出席の際は、この用紙を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>私は、2020年12月17日開催の貴社臨時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2020年12月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示をされない場合は、否の表示があったものとして取り扱います。</p> <p>株式会社 東京ドーム</p> | | <table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>第3号議案</th> </tr> <tr> <th>賛否表示欄</th> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <th></th> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>（ご注意） 当社取締役会は、株主からの提案に基づく当該議案の全てに反対しております。各議案につき、当社取締役会意見にご賛同いただける場合は「否」に、ご賛同いただけない場合は「賛」に○印でご表示ください。委任状の返送も合わせてご検討ください。</p> | | 議案 | | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 賛否表示欄 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 議案 | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | | | | | | | | | | | | | |
| 賛否表示欄 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| <p>議決権を重複して行使された場合、招集ご通知記載のとおり取り扱います。 委任状の返送も合わせてご検討ください。</p> | | | | | 株式会社 東京ドーム | | | | | | | | | | | |

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

■記入例

取締役会の意見にご賛同いただける場合

| 議案 | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 |
|-------|-------|-------|-------|
| 賛否表示欄 | ○ | ○ | ○ |
| | ○ | ○ | ○ |

取締役会の意見に反対される場合

| 議案 | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 |
|-------|-------|-------|-------|
| 賛否表示欄 | ○ | ○ | ○ |
| | ○ | ○ | ○ |

その他の方法による議決権行使のご案内

インターネット※による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

本臨時株主総会では、株主様から株主提案が提出されており、株主総会当日の議事運営を適切かつ適正に行うため、株主の皆様へ委任状のご返送をお願いしております。

インターネットによる議決権行使ではなく、委任状による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。



スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。



パソコンをご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
<https://www.web54.net>

- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ① インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- ② 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- ③ パソコンやスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記専用ダイヤルにお問い合わせください。
- ④ インターネットにより議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）などは株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

委任状に関するQ & A

Q.1 なぜ、議決権行使書と委任状が送られてきたのですか？

A.1 本株主総会では、株主様から株主提案が提出されております。株主総会当日の議事運営を適切かつ適正に行うため、株主の皆様に委任状のご返送をお願いしております。書面やインターネットによる議決権行使ではなく、委任状による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
例年とは異なる議決権行使をご依頼することとなり恐縮ではございますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Q.2 委任状と議決権行使書のどちらを返送したらよいのですか？

A.2 委任状と議決権行使書の両方の返送をお願いしております。
委任状の必要箇所にご記入、ご捺印（認印可）の上、議決権行使書とともに、2020年12月16日（水曜日）午後6時までに当社に到着するようにご返送ください。⇒本書4頁、5頁をご参照ください。

Q.3 委任状とは何ですか？

A.3 委任状とは、株主様が株主総会における議決権の行使を他の者に代理させる際に、当社にご提出いただく代理権を証明する書面です。株主総会当日のご出席を見合わせる場合に、議決権行使書とともに事前にご返送ください。

Q.4 委任状にはどのように記入すればよいのですか？

A.4 当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、第1号議案から第3号議案までの全ての議案について賛否表示欄の「否」の欄に○印をご表示願います（白紙で提出いただくことでも差し支えございません）。委任状の必要箇所にご記入、ご捺印（認印可）をお願いいたします。⇒本書4頁をご参照ください。

Q.5 株主総会に出席を予定していますが、どのようにすればよいのですか？

A.5 株主総会当日にご出席を予定されている株主様は、議決権行使書用紙のみをご持参ください。

取締役会意見への賛成・株主提案への反対をお願いします。

お手続きに関するご質問、ご不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。

株式会社東京ドーム株主様専用ダイヤル 03-3817-6041

受付時間 10:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社東京ドーム
代表取締役社長 長岡 勤

2. 議案及び参考事項

＜株主提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 取締役 長岡 勤氏解任の件

第2号議案 取締役 森 信博氏解任の件

第3号議案 取締役 秋山智史氏解任の件

3. 付議議案の要領、提案理由の概要

以下、提案株主から提出された株主提案権行使に関する書面に記載された第1号議案から第3号議案までの議案の要領及び提案理由の概要を記載しております。

【議案の要領】

＜株主提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 取締役 長岡 勤氏解任の件
取締役 長岡 勤氏を解任する。

第2号議案 取締役 森 信博氏解任の件
取締役 森 信博氏を解任する。

第3号議案 取締役 秋山智史氏解任の件
取締役 秋山智史氏を解任する。

【第1号議案から第3号議案までの提案理由の概要】

提案株主及び提案株主の運用会社であるOasis Management Company Ltd. (以下「オアシス」といいます。)は、当社の業務改善計画を詳述した「より良い東京ドーム」を公表し、その中で、当社が東京ドームの好立地を十分に生かせないままである現状の問題点を指摘し、①東京ドームの運営の劇的な改善、②東京ドームホテルの運営改善または外部マネージャーの導入、③顧客体験を向上させるための、東京ドームシティ アトラクションズの提携先の模索、④ノンコア資産の整理、⑤企業統治の改善という重要な業務改善項目について具体的なかつ詳細な改善策を提案しておりますが、これらの業務改善策を実現するための当社代表取締役社長をはじめとする経営陣らとの建設的な対話が繰り返し拒絶されたこと、オアシスが当該「より良い東京ドーム」の中で指摘した問題と課題に対応する具体的な工程と計画を当社が策定していないこと、当社が2020年7月20日付けで公表した「東京ドームでの新たな取り組みについて～世界トップレベルの清潔・安全・快適なスタジアムを目指して～」における改善策も抜本的な業務改善策というにはほど遠く、オアシスが「より良い東京ドーム」で提案したような、電子看板システムについての言及があるものの、3年越しの計画となっておりスピード感が欠けていること、コロナ禍の中で営業規模を縮小せざるを得ない状況を寧ろ好機として抜本的な業務改善策を実行し、コロナ後の将来の収益機会を拡大すべきという問題意識を経営陣が持っていないこと、オアシスは当社に対して十分な時間の余裕をもって提案に対する具体的な回答を待ち続けていたが、経営陣から何ら意味のある回答がなされていないことなど、これらの経緯に鑑み、当社の問題は、非効率な経営を続け抜本的な業務改善策をタイムリーに実施できない経営陣と、そのような経営陣を監督すべき義務を果たしていない社外取締役を含む取締役会に起因するとし、現在の経営陣と取締役会に引き続き会社の経営を託することは、当社が本来有する企業価値を著しく毀損する結果を招くことになるため、速やかに当社の臨時株主総会の招集を請求し、そのような問題を抱えた解任対象取締役3名の解任を提案するとのことです。

解任対象取締役の3名のうち、長岡 勤氏については、長期に亘り当社の保有資産を有効活用できないまま潜在的な企業価値を引き出せなかったことや、オアシスからの業務改革の提案に対して対話を回避してきたことへの責任があることから取締役として不適任であり、森 信博氏については、長期に亘る在任期間や当社と出身母体の関係性から独立社外取締役としての適格性に疑問があり、秋山智史氏については、長期に亘る在任期間から交代が必要な時期にある、とのことです。

提案株主から提出された株主提案権行使に関する書面に記載された第1号議案から第3号議案までの議案の要領及び提案理由の詳細については、別紙1をご覧ください。

4. 株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案に係る第1号議案から第3号議案まで（以下、総称して「本株主提案」といいます。）に、以下の理由で反対します。

当社は、東京ドームを含む東京ドームシティをいまや日本のランドマークの一つに発展させてまいりました。東京ドームシティがこのように発展を遂げたのは、株主の皆様、お客様そして取引先様の温かいご支持と当社歴代経営者の懸命な努力ばかりでなく、経営者と一丸となって働いてきた従業員及び都心という立地にもかかわらず当社を温かく見守り、支持していただいた近隣住民の皆様のおかげでもあります。また、東京ドームシティは、東京都から、大地震の際の「緊急避難場所」（後楽園一带緊急避難場所）に指定されており、そのほぼ全域が東京都より都市計画公園区域に指定されているため、当社は、東京ドームシティを発展させるために、法令等の制限の下で、常に長期的な視野に立った、当社だけでなく様々なステークホルダーの皆様にとって継続性のある適切な投資計画や「再整備計画」が不可欠であり、それを着実に実行してまいりました。このように、当社が永年にわたり築き上げてきた東京ドームシティの運営及び整備に関するノウハウ及び信頼並びにそれらに基づく様々なステークホルダーの皆様との良好かつ密接な関係が当社の企業価値の源泉であり、長期的な視野に立った適切な投資計画や「再整備計画」の下で、行政とも協議しつつ、安全や防災の観点から継続性のある経営施策を立案、実行していくことで初めて当社の企業価値を維持・向上させることができるものと考えております。

このような考えの下、当社の取締役は、これまで①東京ドームシティにおけるスポーツ・エンタテインメントを核とした街づくりの実現、消費者のニーズやトレンドに合わせた東京ドームの大規模リニューアル等による来場者数の増加、②東京ドームのプロ野球興行による収益・その他の興行関連の収益・商業施設及び宿泊施設等の日常的に利用される施設における収益のバランスのとれた発展の実現等により、現在までに着実に当社の中長期的な企業価値の向上に貢献しております。

また、現在の新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」といいます。）の感染拡大（以下「コロナ禍」といいます。）にも当社グループとしてのリスク管理体制をいち早く構築し、お客様の安全・安心を最優先にしながら、営業活動を着実に再開させております。

さらに、当社の取締役は、中長期的な企業価値向上に向けて、①東京ドームシティの施設の老朽化対策、②東京ドームシティ内各施設間の相乗効果の発現、③当社グループの事業間の相乗効果の創出、④経営体制の更なる透明化、⑤コロナ禍の影響長期化を見据えた対策といった当社グループの経営課題を的確に把握し分析したうえで、これらの経営課題を抜本的に解決し、長期的な目標である東京ドームシティ全体の再整備を実現する準備のため、(i)当社グループ全体のCOVID-19対策、(ii)読売新聞社様及び読売巨人軍様との連携による東京ドームの改修並びに(iii)長期的な東京ドームシティの将来構想の策定及びそれを実現させるための事業面及び財務面の盤石な基盤の確立並びにコロナ禍という危機からの回復と筋肉質なビジネスモデルへの変革を主要な目的とする次期中期経営計画の策定等、短期・中期・長期の時間軸を見据えて現実的で実行可能な計画をそれぞれ詳細に検討しております。これらの施策が着実に実行されることにより、長期的な目標である東京ドームシティ全体の再整備を実現するための事業面及び財務面の盤石な基盤が確立され、当社の中長期的な企業価値を向上させることが期待できると考えております。これらの施策を策定した当社の取締役自身がその実行についても責任を持つことが株主・投資家の皆様に対するアカウンタビリティの観点から重要であり、また、これらの施策を着実にかつ効率的に実行していく観点からも最善の選択であると考えております。

以上に加えて、当社は、経営陣を適切に監督するためのガバナンス体制の構築（①代表取締役社長と取締役会議長の分離、②取締役会の諮問機関としての独立社外取締役を過半数構成とするガバナンス委員会の設置及び③取締役の在任期間の検討）と経営陣に適切なインセンティブを付与するための報酬制度の見直しに取り組んでおり、今後もそれらの改善に向けて不断の努力を重ねていく所存です。

解任対象取締役3名のうち、長岡 勤氏は、これまで当社の様々なステークホルダーの皆様の利益に配慮しつつ当社の経営課題の解決に取り組むことで、その経験を生かし代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し続けており、当社の中長期的な企業価値向上に貢献し続けております。また、森 信博氏及び秋山智史氏は、その知見と経験に基づき、当社がこれまでに経営課題の解決のために策定した経営方針及び経営計画に対して適切にモニタリングを行い、積極的に意見を述べる等、当該経営方針及び経営計画が当社の中長期的な企業価値を向上させるものであるか否かという観点から監督を行うことで多大な貢献をしており、当社が現在策定中の次期中期経営計画に対して監督することも期待されています。

このように、それぞれの解任対象取締役には、当社の取締役として、これまで当社の企業価値の向上やコーポレートガバナンスの強化に貢献してきた経験及び実績があり、取締役として適任であります。当社は、2020年4月開催の定時株主総会の終了後、コーポレートガバナンスの更なる高度化を目指して議論を行っている最中であり、不正行為を行った等の何らの緊急性がないにも拘わらず解任対象取締役を解任することは、当社のガバナンスや各戦略・施策の推進力を大きく低下させ、ひいては当社の企業価値を著しく毀損すると考えております。

他方、コロナ禍が本格化する前に公表されたオアシスによる「より良い東京ドーム」における提案には誤解に基づく提案が数多く含まれており、コロナ禍における中長期の企業価値向上のシナリオが描けておりません。当社としては、企業価値を向上させるための建設的な対話を引き続き真摯に行う準備があり、当社が現在検討している企業価値向上のための戦略・施策や取締役の在任期間の制限を含むコーポレートガバナンス向上のための取り組みの説明を行ったうえで、上記のようなオアシスによる「より良い東京ドーム」における提案での誤解の解消を含めて提案株主及びオアシスと建設的な対話を行っていきたいと考えておりましたが、誠に遺憾ながらその機会には恵まれませんでした。もっとも、現在も提案株主及びオアシスをはじめとする株主、投資家の皆様及びその他のステークホルダーの皆様との建設的な対話に前向きである当社の姿勢に変更はございません。

したがって、今後も当社の経営課題解決に取り組み企業価値を向上させるためには、現在の当社の取締役が適任であり、かかる経営課題解決のための戦略の策定及び実行並びに当社のコーポレートガバナンスの強化において重要な役割を担っている解任対象取締役3名を解任する必要はないと考えております。

以上のような理由から、当社は本株主提案に反対いたします。

当社取締役会の意見の詳細については、別紙2をご覧ください。

以上

株主提案（第1号議案から第3号議案）の議案の要領及び提案理由

【議案の要領】

＜株主提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 取締役 長岡 勤氏解任の件
取締役 長岡 勤氏を解任する。

第2号議案 取締役 森 信博氏解任の件
取締役 森 信博氏を解任する。

第3号議案 取締役 秋山智史氏解任の件
取締役 秋山智史氏を解任する。

【提案理由】

(1) 当社の業務改革の必要性

提案株主及びオアシスは、当社の全株主の利益のために、当社の業務改善計画を詳述した「より良い東京ドーム」を公表しています。その「より良い東京ドーム」の中では、当社が東京ドームの好立地を十分に生かせないままである現状の問題点を指摘し、以下の重要な業務改善項目について具体的な且つ詳細な改善策を提案しています。

- 1) 東京ドームの運営の劇的な改善
- 2) 東京ドームホテルの運営改善または外部マネージャーの導入
- 3) 顧客体験を向上させるための、東京ドームシティ アトラクションズの提携先の模索
- 4) ノンコア資産の整理
- 5) 企業統治の改善

2018年以来、オアシスは、これらの業務改善策を実現するため、当社代表取締役社長の長岡勤氏をはじめとする経営陣らとの建設的な対話を持つべく繰り返し要請を続けてきました。

オアシスは業務改善策を実現するための具体的なアイデアと方法を提案して参りましたが、オアシスの真摯かつ建設的な対話への試みは、長岡社長により繰り返し拒絶されてきました。

また、オアシスが「より良い東京ドーム」の中で指摘した、解決すべき様々な問題と課題に対応するための具体的な工程と達成目標を示した計画を、当社は未だに策定しておられません。2020年7月20日付けで発表された「東京ドームでの新たな取り組みについて」という改善策が唯一の公表された業務改善策ですが、その内容は、抜本的な業務改善策というにはほど遠く、主として換気装置の改良にのみ焦点を当てた内容となっています。オアシスが「より良い東京ドーム」で提案したような、電子看板システムについての言及もありますが、3年越しの計画となっており、スピード感が全く欠けている、と言わざるを得ません。とりわけ、コロナ禍の中で営業規模を縮小せざるを得ない状況を寧ろ好機として抜本的な業務改善策を実行し、コロナ後の将来の収益機会を拡大すべきことを提言してきたオアシスとしては、そのような問題意識を経営陣が持っていないことに深く失望いたしました。

オアシスは当社に対して十分な時間（9か月以上）の余裕をもって提案に対する具体的な回答を待ち続けて参りましたが、2020年10月の現在においても、当社経営陣から何ら意味のある回答を頂いておりません。

このような経緯を鑑みますと、当社の問題は、非効率的な経営を続け、抜本的な業務改善策をタイムリーに実施できない経営陣とそのような経営陣を監督すべき義務を果たしていない社外取締役を含む取締役会に起因しております。その意味で、当社の経営陣と取締役会は、ドームのファン、顧客、取引先及び株主を含む当社の全てのステークホルダー（利害関係者）の期待を裏切るものであると言わざるを得ません。現在の経営陣と取締役会に引き続き会社の経営を託することは、当社が本来有する企業価値を著しく棄損する結果を招くこととなります。

そこで、オアシスは、やむを得ず、これらの問題を抱えた取締役にはご退任いただくほかないと結論に達しました。よって、速やかに当社の臨時株主総会の招集を請求し、上記3名の取締役を解任することを提案するものです。

オアシスは、今後、定時株主総会に向けて、適切なガバナンス体制を再構築するために必要な取締役の構成を検討するとともに、現経営陣の全ての取締役について、取締役として業務改革を担う知見と適性を有しているかの検証を行い、懸念が否定できない取締役にはご退任頂き、迅速に実効的な業務改革を確実に進める意欲と能力を持つ取締役と交代頂くための経営陣の刷新を来年の定時株主総会で提案するべく準備を進めております。上記3名の取締役の解任を求める臨時株主総会を招集することにより、業務改革をこのコロナ禍の危機を寧ろ好機ととらえて早急に実行すべき必要性和、そのために経営陣の刷新が定時株主総会の重要な議題となることについて株主に理解を深めて頂くとともに、その重要な定時株主総会を公正妥当な方法で招集し運営していただくことへの株主の強い期待が経営陣に対しても明確になる効果が期待できると判断しております。

(2) 解任対象取締役3名について

提案株主は、臨時株主総会において代表取締役社長及び15年以上取締役の地位にある上記2名の社外取締役の解任を求めます。

長岡 勤氏は長らく当社の取締役及び執行役員を務め、2016年4月以降は代表取締役社長執行役員の地位にあります。長期にわたり当社の保有資産を有効活用できないまま、当社の潜在的な企業価値を引き出せなかったばかりか、今般のオアシスからの業務改革の提案に対して対話を回避してきた長岡氏の責任は重く、取締役として不適任です。

森 信博氏は社外取締役としての在任期間が15年を超えており、ガバナンス上、独立社外取締役としての適格性に疑問を持たざるを得ません。また、同氏は、当社の大株主であり、大口借入金の融資元でもあり、当社と株の持ち合いもしている当社と関係の深い銀行の重職を務めた経歴をお持ちです。その出身銀行でのご経験が、15年を経た今日でもなお同氏が社外取締役として業務の牽制機能を果たすうえで有益な事情になっているとはもはや考えられません。それにもかかわらず当社経営陣が同氏の取締役としての在任が出身銀行との関係に鑑みて必要であると判断するのであれば、当社の業務に出身銀行の利害が関わる問題について、同氏が取締役の忠実義務に基づき、株主の利益に充分配慮した判断をなし得るのか懸念を持たざるを得ません。

また、秋山智史氏も同様に社外取締役としての在任期間が17年を超え、交代が必要な時期にあります。

当社は、いわば事業の転換点にあり、迅速な業務改革をタイムリーに実行する経営陣が当社には必要とされております。社外取締役にもフレッシュな眼で経営監督機能を担うことのできる人材が必要とされています。長岡氏に加え、既に15年以上の長期にわたり既存の経営を是認してきた両氏には、この変革の時期においてご勇退いただくのが適切です。

株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対します。反対の理由は以下のとおりです。

1. 解任対象取締役3名を含む当社の取締役は従来より当社の中長期的な企業価値向上に貢献し続けており、今後も当社の課題解決に取り組む者として適任であること

提案株主は、解任対象取締役3名の解任を求める理由として、経営の観点では主に、①提案株主及びオアシスが提案した業務改善計画「より良い東京ドーム」の中で指摘した問題及び課題に対応するための具体的な工程、達成目標を示した計画を発表していないこと及び②当社が2020年7月20日付で公表した「東京ドームでの新たな取り組みについて～世界トップレベルの清潔・安全・快適なスタジアムを目指して～」における改善策も抜本的な業務改善策にはほど遠くスピード感にも欠けることを挙げております。しかしながら、解任対象取締役3名を含む当社の取締役は、以下に示すとおり、過去から一貫して当社の中長期的な企業価値向上に貢献しており、当社の経営課題解決に取り組む者として適任であると考えため、当社は本株主提案に反対いたします。

(1) 当社の取締役は過去から現在まで着実に企業価値を高めてきたこと

当社は、1936年12月25日に設立され、翌年9月にはプロ野球専用球場として「後樂園スタジアム」を東京・水道橋に完成させ、事業の第一歩を記しました。そして、1988年には我が国初の全天候型多目的スタジアムである東京ドームを完成させ、野球観戦を一層快適な娯楽にする等、野球を更なる発展に導く一端を担ってまいりました。東京ドームでは、野球だけでなく、国内外の有名アーティストによるコンサートや「ふるさと祭り」、「テーブルウェア・フェスティバル」、「東京国際キルトフェスティバル」等のイベントが多数企画・開催され、ご好評を頂いております。当社は、これら数々のコンサートやイベントを通じて、多くのお客様に洗練されたエンタテインメントをご提供し、文化の創造、発展に寄与してきたと自負しております。

また、当社は、1955年に東京・水道橋に「後楽園ゆうえんち」を開業し、「東京ドームシティ アトラクションズ」と名称を変えた現在までスリルを味わえるコースターから小さなお子様も楽しめる乗り物等多様なアトラクションを導入し、大勢のお客様にご利用いただいております。さらに、40年以上に及ぶ「ヒーローショー」や、特定のコンテンツに縛られず多様なイベントを開催することで、我が国随一の都市型遊園地として、お客様へ夢と楽しみを提供しております。以上に加えて、当社は、2000年に都内屈指の客室数を誇る「東京ドームホテル」を開業し、2003年に開業した「ラクア」は、都心の温泉ブームの火付け役となりました。そして、当社は、これら本社地区（東京・水道橋）一帯を「東京ドームシティ」と名付け、経営資源を集中的に投入して一層有効に活用し、各種のレジャーを集約して相乗効果を発揮させることを目指してまいりました。東京ドームシティはいまや日本のランドマークの一つに発展し、ご来場者は年間4,000万人を超えております。そして、東京ドームシティがこのように発展を遂げたのは、株主の皆様、お客様そしてお取引先様の温かいご支持と当社歴代経営者の懸命な努力だけでなく、経営者と一丸となって働いてきた従業員、及び都心という立地にもかかわらず当社を温かく見守り、支持していただいた近隣住民の皆様のおかげでもあります。

このように当社の企業価値は、様々なステークホルダーの皆様を支えられているものであります。そして、当社がこれまでと同様に様々なステークホルダーの皆様へ支持され続けるためには、何よりも東京ドームシティの安全・安心が大切であると考えております。そのため、当社は、2011年に当社の経営理念の一つとして「安全理念」と「安全基本方針」を定め、長年培ったノウハウを最大限活用して安全・安心の維持に努めております。また、東京ドームシティは、東京都震災予防条例に基づき、東京都から、大地震に伴う大規模な市街地火災等に際し、住民が避難するための「緊急避難場所」（後楽園一帯緊急避難場所）に指定されております。当社は、こうした公共的な役割を担っていることを認識し、平時の安全維持のノウハウを、不時の災害が生じた時には市民の安全確保に活かす所存であり、2011年の東日本大震災の折にも大きな被害を出すことはありませんでした。

東京ドームシティは、そのほぼ全域が都市計画法に基づき東京都より都市計画公園区域に指定されているため、建造物、施設の建設は東京都の許認可事項とされており、加えて、前記のとおり東京ドームシティは、「緊急避難場所」に指定されており、災害時における避難場所の確保等のため、仮設物でさえも簡単には設置することはできない等の規制を受けております。そのため、当社は、東京ドームシティを発展させるために、法令等の制限の下で、常に長期的な視野に立った、当社だけでなく様々なステークホルダーの皆様にとって継続性のある適切な投資計画や「再整備計画」が不可欠であり、それを着実に実行してまいりました。このように、当社が永年にわたり築き上げてきた東京ドームシティの運営及び整備に関するノウハウ及び信頼並びにそれらに基づく様々なステークホルダーの皆様との良好かつ密接な関係が当社の企業価値の源泉であり、長期的な視野に立った適切な投資計画や「再整備計画」の下で、行政とも協議しつつ、安全や防災の観点から継続性のある経営施策を立案、実行していくことで初めて当社の企業価値を維持・向上させることができるものと考えております。

このような考えの下、当社の取締役は、東京ドームシティが都市計画後楽園公園の一部であることから、整備できる施設の種類が限定される中で、スタジアム以外に、アミューズメント施設、宿泊施設、商業施設、多目的ホール等を併設し、東京ドームシティを世界に類を見ないスポーツ・エンタテインメントシティへと発展させました。また、長岡 勤氏が代表取締役社長に就任した2016年以降では、ライブ・エンタテインメント市場の拡大やインバウンド需要増加のトレンドを踏まえ、お客様への新たな付加価値を提供するため、内野観客席の改修、高密度Wi-Fiの設置、プライベートルームの設置等の東京ドームの大規模リニューアルを継続的に実施しており、快適なスポーツ観戦を提供するための設備投資を実施するとともに、インバウンド需要によるお客様の増加を見越した東京ドームシティ内のパンフレットや案内の多言語化、ラクーアや東京ドームシティ アトラクションズにおける継続的なサービス内容の更新、Gallery AaMoやHi!EVERYVALLEY等の新たな施設の展開等を行うことにより、お客様のニーズに合わせて常にサービスを向上させ、来場者の増加による収益向上を目指し、それを実現させました。さらに、デジタル化のトレンドに対応し、オンライン野球塾等の新しいスタイルのエンタテインメントも開始し、来場者数には現れない新たな東京ドームシティのファンの開拓も進めてまいりました。

こうした施策の実施の結果、当社の取締役は、東京ドームシティを世界屈指の集客力を誇る“街”へと発展させました。具体的には、東京ドームの年間（2019年2月1日から2020年1月31日。以下同じです。）来場者数は970万人を上回り、世界トップクラスの動員数を誇るスタジアムとなっており（参考：ドジャースタジアム 470万人（2018年）、ウェンブリースタジアム 380万人（2017-2018年シーズン）、東京ドームのある東京ドームシティは、年間4,000万人のお客様が訪れ、日本トップクラスの集客力を誇っています（参考：六本木ヒルズ 4,000万人（2018年））。また、東京ドームの年間イベント開催数は約200回、格闘技やイベント開催の聖地である後楽園ホールの年間イベント開催数は約320回に上り、この点においても、世界有数のスポーツ・イベント施設となっています（参考：The O2 211回（2018年）、マディソンスクエアガーデン 320回（2019年））。さらに、東京ドームシティ内の商業施設であるラクーアとミーツポートの来場者数は年間1,965万人に上り、専門の商業施設に迫る数のお客様にご利用いただいております（参考：ららぽーと TOKYO-BAY 2,500万人（2016年））。

そして、収益面においても、東京ドームのプロ野球興行による収益、その他の興行関連の収益、さらには商業施設及び宿泊施設等の日常的に利用される施設における収益をそれぞれバランス良く着実に成長させてきております。

このように、解任対象取締役3名を含む当社の取締役は、時代に先駆けてトレンドやお客様のニーズを的確に把握し、迅速に来場者の増加及び収益性の向上のための戦略・施策を立案し、それを着実に実現させることにより、過去から一貫して中長期的な当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。解任対象取締役3名を含む当社の取締役は、後記(3)のとおり、当社の中長期的な企業価値の向上に資する戦略・施策を立案し、着実に実現できる知見や経験及び監督・管理能力を兼ね備えていることから、今後も当社の経営及びその監督を担っていくべき適切な人材であると考えております。

(2) 現在のコロナ禍へも適切に対処し、お客様の安全・安心を保ちながら営業活動を再開させていること

2020年2月から本格化したコロナ禍は、当社のようなエンタテインメント業界、飲食・宿泊施設業界に多大な影響を及ぼしています。当社の取締役は、コロナ禍の本格化に先立って、2020年1月には、当社グループにおける横断的な感染症対策チームを立ち上げ、①従業員への対応、②施設側の対応及び③お客様へのお願いの3つからなる当社グループの基本方針を打ち立てました。その結果、2020年2月には、マスクや消毒液等必要な備品を当社グループの清掃専門会社を通じて迅速に確保するとともに、お客様や従業員向けの感染症予防マニュアルと具体的なフローを策定し、当社グループ全体に周知を行いました。また、2020年3月には、代表取締役社長である長岡 勤氏を本部長、常勤取締役を構成員とする災害対策本部を設置し、東京都からの指針に基づく各事業所の営業休止や再開等、速やかに重大な意思決定をすることができる体制を整備いたしました。

当社としては、お客様及び従業員から感染者を出さないことを最優先と考え、COVID-19が流行した早い段階から販促活動を停止し、企業としての社会的責任を果たしてきました。他方で、当社はお客様に安全にスポーツ観戦を楽しんでいただけるための対策についても迅速に検討を開始し、その実行に着手しております。即ち、当社は、2020年7月20日に、読売新聞社様及び読売巨人軍様と共同で、「東京ドームでの新たな取り組みについて～世界トップレベルの清潔・安全・快適なスタジアムを目指して～」と題する東京ドームの改修計画を発表し、空調の能力向上やCO2濃度測定器の設置、飛沫感染防止策といった屋内球場に適切に対応した感染対策にいち早く着手いたしました。2020年9月からは、最大19,000名まで収容人数を増やし、プロ野球の開催を支えています。今後も、さらなる収容人数の増加を目指して、COVID-19感染のリスクを軽減する技術実証を進め、科学的・医学的知見に基づいた的確な感染対策を構築してまいります。また、東京ドーム以外の施設においても、各業界団体から示されたガイドラインを遵守した対策を講じたうえで社内監査を行い、さらに、施設の特性に合わせた営業時間の短縮等の十分な感染対策を取りながら営業を順次再開させております。宿泊施設等は、今回のコロナ禍の影響を最も強く受けている業態ですが、いち早く、COVID-19の感染者の治療等の最前線で活躍されている医療従事者向けの特別宿泊プランのご案内やランチボックスの提供等、コロナ禍における当社の社会的な責任を果たすとともに、感染状況を見極めながら東京ドームシティの各施設と連携した話題性のある宿泊プランを打ち出す等、収益への影響が最小限となる対策を行っております。

このように、コロナ禍により当社が身を置くエンタテインメント、飲食及び宿泊施設業界は多大な影響を受けており、当社を取り巻く事業環境は非常に厳しいですが、そのような困難な状況にもかかわらず、解任対象取締役3名を含む当社の取締役は、読売新聞社様及び読売巨人軍様との協力・連携に加え、当社従業員や取引先様と一丸となつて、ステークホルダーの皆様の期待と安全・安心の確保を両立した迅速かつ最善の対応をとっております。コロナ禍の終息が見通せず、いわゆる第二波の懸念も払拭することができない不透明な事業環境において、これまでCOVID-19に対する迅速かつ最善の対応策を立案し、着実に実行してきた経験と実績を有する現在の当社の取締役でなければ、この未曾有の危機に対処することで一時的に悪化した当社の業績を回復し、今後も当社の企業価値を継続的に向上させていくことは困難であると考えております。

(3) 中長期的な企業価値向上に向けて、既に様々な戦略・施策を立案し、実行に着手していること

当社の取締役は、現在の当社グループにおいて、中長期的な視点から主に下記の5つの経営課題があると考えております。

① 東京ドームシティの施設の老朽化対策

後楽園ホールビル及び黄色いビルは築45年以上、東京ドームは築30年以上が経過しており、お客様のイベント観戦、施設回遊にあたっての不便・非効率を解消するような手段の導入（電子チケット等）が遅れていると考えております。

② 東京ドームシティ内の各施設間の相乗効果の発現

東京ドームシティ内の回遊性をいままで以上に高め、お客様に対して複数の施設での楽しみ方を提案する必要があると考えております。

③ 東京ドームグループの事業間の相乗効果の創出

東京ドームシティと、その外の施設が連動した新たな楽しみ方を提案する必要があると考えております。

④ 経営体制の更なる透明化

株主から見た経営体制の透明性を高める余地が残っていると考えております。

⑤ コロナ禍の影響長期化を見据えた対策

コロナ禍の影響の継続期間について複数のシナリオを用意した上、コロナ禍の影響が長期化することをメインシナリオと想定し、企業価値を維持・向上させるべく継続的に対策を講じる必要があると考えております。

当社は、上記の経営課題を抜本的に解決し、当社の中長期的な企業価値を向上させるため、長期的な目標として、東京ドームシティ全体の再整備が必要であると考えております。東京ドームシティの敷地が一部を除いて都市計画公園区域の指定を受ける特殊な立地となっていることから、例えば東京ドームや東京ドームホテル等については東京都知事の認可を受けた都市計画事業として個別に開発を進めてまいりました。今後は、このような個別の開発に留まらず、東京ドームシティ全体の再整備を通じて、東京の都心部に位置する希少な立地特性を活かした多様な楽しみや魅力に溢れる「スポーツ・エンタテインメントを核とした新たな街づくり」を実現するべく準備を進めてまいります。かかる東京ドームシティ全体の再整備という長期的な目標の実現のためには、時間軸を見据えた段階的なアプローチにより、筋肉質なビジネスモデルを実現するための事業面及び財務面の盤石な基盤を確立する必要があるため、まずは下記のAからCのとおり、短期・中期のそれぞれの時間軸において、包括的な戦略を打ち出し、同時並行的に実行してまいります。当社は、これらの戦略を実行していく中で、東京ドームシティ全体の再整備に必要な具体的な施策については、株主、投資家の皆様やお客様等の様々なステークホルダーの皆様の皆様のご期待に応えられるようなものとなるように現実的な時間軸の中で適時適切に検討を進めていく所存です。

A) グループ全体のCOVID-19感染対策（短期の危機対応策）

前記(2)のとおり、お客様及び従業員の安全・安心を最優先としつつ、エンタテインメントを楽しみたいというお客様や興行主様への期待に応えてまいります。

B) 読売新聞社様及び読売巨人軍様との連携による東京ドームの改修（短中期の危機対応と成長戦略）

COVID-19感染対策の効果も見込める快適性向上策として、トイレの増設及びトイレの混雑状況の可視化やコンコースの改装により、すれ違いやすいお客様動線の確保を進めるほか、デジタルサイネージとしての効用も有する日本最大級のメインビジョンの設置、チケットレス化やモバイルオーダー等のデジタル化の改修を行います。なお、今回導入を計画している新たなメインビジョンは製作に時間を要しますが、国内最大級かつ高性能を誇る製品となります。

C) 次期中期経営計画の策定（中期の危機対応と成長戦略）

現在策定中の次期中期経営計画では、長期的な東京ドームシティの将来構想の策定及びそれを実現させるための事業面及び財務面の盤石な基盤の確立を主要な目的としたうえで、コロナ禍という危機からの回復及び筋肉質なビジネスモデルへの変革を図り、コロナ禍前の利益水準への回復を財務目標としております。

上記のとおり、当社ではコロナ禍の継続期間及び影響の大きさについて、複数のシナリオを検討し、結果として、次期中期経営計画では、コロナ禍の影響がある程度長期化することを前提とした戦略を検討中です。これまでの当社は、来場いただくお客様を増やすことで成長してまいりましたが、コロナ禍が長期化する場合には、お客様1人当たりの収益性を増やす、つまり顧客ロイヤリティを高める戦略への転換が必要だと考えております。このような戦略転換を実現するためには、既に導入している最新型ビーコンの活用等デジタル技術への取り組み及び当社グループが一体となったマーケティング強化が必要不可欠です。

上記の財務目標を達成するために、以下の事業戦略の基本的な考え方を通じて、新たな時代に適応した東京ドームシティへ転換することによるトップラインの回復及び生産性向上によるコスト削減を強力に推進いたします。

a) 新たな時代に適応した東京ドームシティへの転換（Smart Tokyo Dome City 構想）

まず、東京ドームシティを“ひとつの街”としてブランディングし、お客様の認知度を高めます。お客様と各種デジタルチャネルで親密な関係を構築し、それぞれのお客様の多様な潜在的ニーズに合わせて東京ドームシティの各施設を組み合わせ合わせた楽しみ方・利用シーンを提案すること等により、当社グループとして、改めてお客様の声に耳を傾ける仕組み・体制を整備し、個々のお客様とのエンゲージメントを高めてまいります。

また、東京ドームシティ内のお客様の不便・非効率の解消を実現してまいります。具体的には、既に、東京ドームシティ内では、ほぼ全てキャッシュレス化を実現していますが、自動販売機等に至るまでキャッシュレス化の対象範囲を拡大すること、非接触型ICや生体認証によるチケットのデジタル化を推進しお客様の利便性を高めること、東京ドームシティ内の詳細な案内や混雑情報等をリアルタイムに可視化してお客様の利便性を高めること及び東京ドーム飲食売店でのモバイルオーダー等の導入を検討してまいります。

さらに、リアルとデジタルを融合したエンタテインメントを提供してまいります。それを実現するために、VRを使ったスポーツ体験等のリアルとデジタルを融合したサービスを順次提供すること、各ホール・イベント会場において興行主様が簡易に最高のデジタルコンテンツ配信を行えるプラットフォームを提供すること及び東京ドームシティに蓄積した様々なデータを統合・活用した新しいエンタテインメントを提供することを目指してまいります。

その他、近隣住民や法人向けの新しいサービス等の提供により利用頻度を高める関係を構築すること、東京ドームシティ外施設と連携し、東京ドームシティ外の場所からでも楽しめるコンテンツを開発することを検討してまいります。

b) 当社グループ全体の生産性向上によるコスト削減

直近のコロナ禍による業績の落ち込みからの回復をより確かなものにするため、当社グループ全社の非効率な業務を全面的に見直し、抜本的な生産性向上を図ります。

具体的には、コロナ禍の影響を強く受けた宿泊施設の業務効率の見直しを優先的に進めること、全社の調達コストを改めて見直してコストを削減すること、デジタル技術を使って間接業務を抜本的に効率化すること並びにお客様情報及び経営関連の情報を統合し、経営のPDCAサイクルを最適化・高速化することを予定しております。

現在策定中の次期中期経営計画を実行した場合における、長期的な目標である東京ドームシティ全体の再整備を実現するための基盤となる将来的な当社の事業ポートフォリオの位置づけと方向性は以下のとおりです。

- a) 東京ドームは、コア施設として、日本最大級のメインビジョンの設置や利便性向上策を実施し、お客様の体験価値を高めます。
- b) 東京ドームホテルは、コロナ禍の影響による環境激変を受けた、客室の用途変更等を実施し、新たなニーズに応えます。
- c) 東京ドームシティ内の施設は、安全・安心維持のための更新を中心として、デジタル技術の活用・融合の促進と、複数施設をパッケージしたチケットやサブスクリプションモデルの展開を行ってそれらの相乗効果を生み出します。
- d) 熱海事業は、本来の地理的な分散効果を高めるため、コロナ禍で蒸発した団体旅行需要に代わる個人旅行需要を取り込むための宿泊及び日帰りプラン等の販促を強化いたします。
- e) 流通事業は、美・健康を求めるお客様に対して、スパ ラクアや他社との協業も念頭に置いたパッケージを提案いたします。
- f) 競輪事業は、コロナ禍及びインターネット投票の普及の影響を見極め、対応策を検討・実施してまいります。

以上の次期中期経営計画を実現するための計画推進体制として、全社横断的に業務を行うマーケティング戦略部とデジタル戦略部を新たに設置しており、両部門には社内のリソースを集中的に投下したうえで外部から専門家を登用することも目指すとともに、パートナー企業様と積極的にアライアンスを行い、改革を推進してまいります。

このように、解任対象取締役3名を含む当社の取締役は、当社の経営課題を的確に把握、分析したうえで、当社の企業価値を向上させるために必要な計画について、短期・中期・長期の時間軸を見据えて現実的で実行可能な計画をそれぞれ詳細に検討しており、これらの計画が着実に実行されることにより、当社の中長期的な企業価値を向上させることが期待できると考えております。これらの計画を策定した当社の取締役自身がその実行についても責任を持つことが株主・投資家の皆様に対するアカウンタビリティの観点から重要であり、また、これらの計画を着実にかつ効率的に実行していく観点からも最善の選択であると考えております。

(4) 企業価値向上のためのガバナンス体制及び取締役の報酬制度を改善していること

当社では、監督機能を高める観点から、代表取締役社長である長岡 勤氏ではなく、代表取締役専務でコンプライアンス・リスク管理を担っている谷口好幸氏が取締役会の議長を務めております。また、取締役の職務執行が効率的に行われるため、常勤取締役全員によって、経営会議を設置するとともに、取締役会の諮問機関として、森 信博氏及び秋山智史氏を含む独立社外取締役を過半数構成とするガバナンス委員会を設置し、取締役及び執行役員の指名及び報酬等特に重要な事項に関して取締役会が検討するにあたり、本委員会が適切な答申を行うことで、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。さらに、当社は、2020年4月開催の定時株主総会において、社外取締役を1名増員し、取締役10名のうち合計4名が専門性を有した経営監督機能の高い独立社外取締役となっております。以上に加えて、2020年4月開催の定時株主総会の終了後、当社取締役会やガバナンス委員会を通じて、近時の社外取締役の役割に関する議論の進展や機関投資家を中心とした株主の皆様とのエンゲージメント活動で得られた気付き等も踏まえて、より一層社外取締役の独立性を高める検討を進めております。

また、経営陣の報酬は、中長期的な企業価値向上を目指すため、2019年5月より株式報酬制度を導入し、業績連動賞与における業績指標の見直しにも取り組んでおります。

このように、当社においては、経営陣を適切に監督するためのガバナンス体制の構築と経営陣に適切なインセンティブを付与するための報酬制度の見直しに取り組んでおり、今後もそれらの改善に向けて不断の努力を重ねていく所存です。

2. 解任対象取締役3名は当社の取締役として適任であり、任期中の解任は当社の企業価値を毀損すること

(1) 解任対象取締役3名は当社の取締役として適任であること

長岡 勤氏は、当社の中核施設である東京ドームの部長を経験するとともに長年東京ドームシティの事業開発に携わり、開業以来好調な動員を獲得しているラクア等の開発に取り組んできました。

長岡 勤氏は、このような当社における営業と開発に亘る実績を基礎として、当社の企業価値の源泉である株主の皆様やお取引先様等様々なステークホルダーの皆様の利益に配慮しつつ、当社の経営課題の解決に取り組み、代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し続けており、現在の中期経営計画「新機軸」にて掲げたアクションプランを着実に実行し、成果に結びつける等、持続的な企業価値向上に貢献しております。また、現在、進めている次期中期経営計画の策定においても、リアルとデジタルを融合したSmart Tokyo Dome City構想を主導し、それを実現するためのグループ横断的な組織改革を先行して進めております。このように過去の実績だけでなく、前記1(3)の短期・中長期の様々な戦略・施策を同時並行的に立案していることから、それを着実に実行に移していくためには長岡 勤氏の経験とリーダーシップが必要であるため、当社の取締役として適任であると考えております。

森 信博氏は、金融・経営分野での豊富な知識・経験を活かし、当社のガバナンス委員会で積極的に発言をする等、業務執行に対する監督について適切な役割を果たしてまいりました。なお、森 信博氏は当社と貸金の取引関係がある株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）の取締役を、約16年前である2004年4月に退任しており、同行との利害関係はほとんどないものといえます。この点、当社は、取締役選定基準を定め、特に、社外取締役については、企業経営・法律・財務会計・行政・リスク管理等の分野に関する知見及び豊富な経験を有し、うち2名以上は当社の定める「独立性判断基準」（別紙3）に抵触しないこととしており、さらに、東京証券取引所が定める「独立役員」として指定する場合には、「独立性判断基準」に定めるいずれの項目にも該当しないことを要件としております。そのような独立性の判断を経て、当社は、森 信博氏を東京証券取引所が定める「独立役員」として届け出ております。このように、当社は、森 信博氏に社外取締役候補者となることを依頼するに当たり、在任期間という形式的な基準だけでなく、それ以外の同氏の専門的なご知見及びご経験並びに当社においてこれまで果たされてきた役割等を総合的に勘案しております。

秋山智史氏は、経営者としての長年の経験に加え、当社グループの事業と同業を営む複数の企業で社外取締役を務めており、金融・経営分野での豊富な知識・経験を活かし、当社のガバナンス委員会で積極的に発言をする等、業務執行に対する監督について適切な役割を果たしてまいりました。なお、当社は、森 信博氏と同様に、「独立性判断基準」に基づく独立性の判断を経て、秋山智史氏を東京証券取引所が定める「独立役員」として届け出ております。このように、当社は、秋山智史氏に社外取締役候補者となることを依頼するに当たり、在任期間という形式的な基準だけでなく、それ以外の同氏の専門的なご知見及びご経験並びに当社においてこれまで果たされてきた役割等を総合的に勘案しております。

さらに、森 信博氏及び秋山智史氏は、社外取締役として、その知見と経験に基づき、当社がこれまでに経営課題の解決のために策定した当社の経営方針及び経営計画を適切にモニタリングし、積極的に意見を述べる等、当社の経営方針及び経営計画が当社の中長期的な企業価値を向上させるものであるか否かという観点から監督を行うことで、当社の財務体質の改善、業績の回復及び安全文化の再構築に多大な貢献をしてきました。

このような経験や実績に加えて、次期中期経営計画の策定に対する社外取締役の適切なモニタリング等の監督を確保するために、解任対象取締役である森 信博氏及び秋山智史氏はいずれも当社の取締役として適任であると考えております。

(2) 不正行為があった等の緊急性がないにも拘わらず、任期中に解任することは当社の企業価値を著しく毀損すること

当社は、2020年4月開催の定時株主総会の終了後、2021年4月からの体制についてコーポレートガバナンスの更なる高度化を目指して現在ガバナンス委員会にて議論を行っている最中であり、上記のとおり、近時の社外取締役の役割に関する議論の進展や機関投資家を中心とした株主の皆様とのエンゲージメント活動で得られた気付き等を踏まえて、取締役の在任期間に関する検討も進めております。この点についても、当社は提案株主との対話の中で説明することを予定し、提案株主との間で対話のための具体的な日程調整を行っている最中でしたが、誠に遺憾ながら、提案株主との対話の機会には恵まれず、突如臨時株主総会招集請求があったため、提案株主に対して、上記の取締役の在任期間の制限等の当社のコーポレートガバナンスの更なる高度化のための取り組みについて説明をすることはできませんでした。

このように、コーポレートガバナンスの更なる高度化を目指して、2021年4月からの体制について慎重に検討している最中である現段階において、不正行為があった等即座に取締役を解任すべき緊急性がないにも拘わらず、取締役10名中代表取締役社長を含む3名、社外取締役4名中2名を解任することは、当社のガバナンスや各戦略・施策の推進力を大きく低下させ、ひいては当社の企業価値を著しく毀損すると考えております。

3. 提案株主が提案する「より良い東京ドーム」には誤解に基づく提案が数多く含まれていること及びコロナ禍における中長期の企業価値向上のシナリオが描けていないこと

当社は、当社の企業価値向上、ひいては株主価値向上に向けて、東京ドームシティ全体の再整備という長期的大命題を睨みつつ、それを実現させるための事業面及び財務面の盤石な基盤の確立並びに筋肉質なビジネスモデルへの変革等を主要な目的とする次期中期経営計画及び現在直面するコロナ禍への迅速かつ確かな対応といった、長期・中期・短期の施策を複合的かつ連続的に策定し実行することが不可欠であると強く認識しております。

提案株主は、「より良い東京ドーム」の中で、①東京ドームの運営の劇的な改善、②東京ドームホテルの運営改善又は外部マネージャーの導入、③顧客体験を向上させるための、東京ドームシティ アトラクションズの提携先の模索、④ノンコア資産の整理及び⑤企業統治の改善を提案しています。

しかし、①については、当社が事業者として当然行うものであり、提案株主の提案は、一般的な内容に留まり、当社の実情に即した内容になっておらず、また、前提とする国内スタジアムのビジネスモデル等に誤解があります。例えば、単にデジタルサイネージを増加させれば当社の収益が増加するわけではありません。従来固定看板とデジタルサイネージとの最適な組み合わせにより、収益の最大化を目指すことができるよう、当社としては上記1.(3)Bに述べたとおり、読売新聞社様及び読売巨人軍様との連携により、単なるデジタルサイネージの導入に留まらない東京ドームの改修計画を立案しております。③についても、東京ドームシティ アトラクションズは特定のコンテンツに縛られないことからその時々ニーズに即応した多様なイベントを開催できており、いわゆるテーマパークとは異なり、東京ドームシティ内の他の施設と相互利用しながらお客様がアトラクションを楽しむという相乗効果を上げております。しかし、提案株主は、これらについて全く考慮していない提案をしております。これに対して、当社はこれらの点も考慮したうえで、上記1.(3)Cに述べたとおり、新たな時代に適応した東京ドームシティ (Smart Tokyo Dome City構想) を掲げております。

また、提案株主が公表した「より良い東京ドーム」の提案内容は、公表後更新されておらず、昨今のコロナ禍の環境変化を考慮していない提案になっており、実効性に欠けています。例えば、②のホテル運営について、コロナ禍によって環境が激変しインバウンド需要が大幅に減少したこのタイミングで、提案株主の提案を推進するために外部マネージャーを招聘することの効果には疑問があります。これに対して、当社は、上記1.(3)Cに述べたとおり、コロナ禍での環境激変を受けた客室の用途変更等を実施し新たなニーズに応える予定であります。④についても、当社の事業ポートフォリオの位置づけと方向性について1.(3)Cに述べたとおり、熱海事業は、本来の地理的分散効果を高めるために、コロナ禍で蒸発した団体旅行需要に代わる個人旅行需要を取り込むための宿泊及び日帰りプラン等の販促を強化していく予定です。また、1.(3)Cに述べたとおり、競輪事業については現状安定的なキャッシュフローを創出しておりますが、コロナ禍及びインターネット投票の普及の影響を見極めて、対応策を検討・実施してまいります。

さらに、⑤については、上記1.(4)に述べたとおり、当社は、経営陣を適切に監督するためのガバナンス体制の構築と経営陣に適切なインセンティブを付与するための報酬制度の見直しに取り組んでおり、今後もそれらの改善に向けて不断の努力を重ねていく所存です。なお、上記2.(2)に述べたとおり、提案株主の今回の株主提案は、むしろ当社のガバナンスや各戦略・施策の推進力を大きく低下させ、当社の企業価値を著しく毀損すると考えております。

このように、提案株主の提案内容は、当社に即した内容とはいえ、コロナ禍の環境変化を考慮していないものであり、当社の企業価値を中長期的に向上させる内容にはなっていないと考えております。

4. 提案株主が指摘する、当社が株主との建設的な対話を拒んできたという事実は一切ないこと

当社は、建設的な対話を拒んできたという認識はなく、これまでも提案株主及びオアシスの要請に応じて、対話に真摯に臨んでまいりました。しかしながら、提案株主及びオアシスと最後に面談を行った本年6月以降、提案株主及びオアシスが当社に対して面談を要求したことはありませんでした。当社は、本年10月7日付けでオアシスから受領したレターに関して、同月9日に返信をし、同月14日には直接対話を行うための具体的な候補日をお伝えして、対話の日程調整を行っており、その最中であった同月19日に突如臨時株主総会招集請求書を受領いたしました。

このように、当社としては、企業価値を向上させるための建設的な対話を引き続き真摯に行う準備があり、当社が現在検討している企業価値向上のための戦略・施策や取締役の在任期間の制限を含むコーポレートガバナンス向上のための取り組みの説明を行ったうえで、提案株主及びオアシスと建設的な対話を行っていきたいと考えておりましたが、誠に遺憾ながらその機会には恵まれませんでした。もっとも、現在も提案株主及びオアシスをはじめとする株主、投資家の皆様及びその他のステークホルダーの皆様との建設的な対話に前向きである当社の姿勢に変更はございません。

以 上

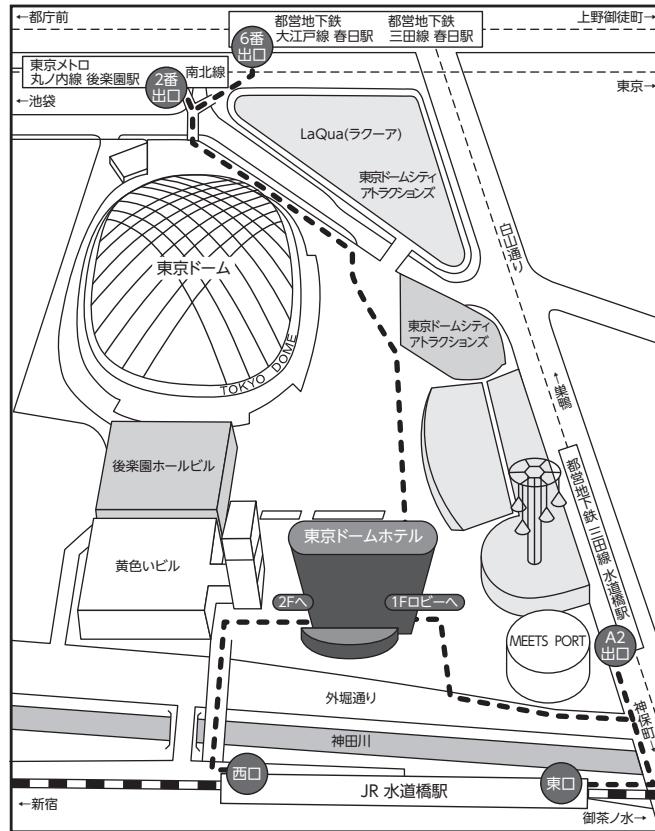
当社の定める「独立性判断基準」

当社グループは、社外役員について、下記の項目によりその独立性を判断する。また、東京証券取引所が定める「独立役員」として指定する場合は、いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- a **当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう）**
 - ・「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近の3事業年度における当社グループとの取引額が当該会社の当該事業年度における（連結）売上高の2%以上を占める者をいう。
- b **当社グループの主要な取引先またはその業務執行者**
 - ・「当社グループの主要な取引先」とは、直近の3事業年度における当社との取引額が当社グループの当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。
- c **当社グループの主要な借入先またはその業務執行者**
 - ・「主要な借入先」とは、当社グループの借入先のうち、直近の事業年度末における借入残高(社債等有利子負債を含む)が上位3位以内の会社（親会社がある場合には、当該親会社も含む）をいう。
- d **当社グループの主要な株主またはその業務執行者**
 - ・「主要な株主」とは、直近の事業年度末での議決権を、当社グループ各々の会社において、直接または間接に関わらず10%以上を保有する者をいう。
- e **当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家または税務専門家（個人である場合には、その者が代表またはそれに準ずる職を務める団体を含む）**
 - ・「多額の金銭」とは、直近の3事業年度を対象として、個人である場合には年間1,000万円以上、団体である場合には当該団体の当該事業年度の（連結）売上高の2%以上の金額をいう。
- f **当社グループを担当している会計監査人である監査法人の社員もしくはパートナー、またはその他の会計専門家**
- g **当社グループが多額の寄付を行っている先の業務執行者**
 - ・「多額の寄付」とは、直近の3事業年度を対象として年間1,000万円以上の金額の寄付をいう。
- h **社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者**
- i **当社グループの取締役、監査役、執行役員または使用人（過去にそうであった者を含む）**
- j **上記aからhに掲げる項目は、現時点で該当しなくとも過去3年間に遡って確認するものとする。**
- k **上記aからiに掲げる項目は、その三親等以内の近親者についても確認するものとする。**

臨時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都文京区後楽1丁目3番61号
東京ドームホテル 地下1階 大宴会場「天空」



最寄りの各駅

● J R 中央線・総武線

水道橋駅東口より徒歩2分

水道橋駅西口より徒歩1分

● 都営地下鉄三田線

水道橋駅A2出口より徒歩1分

● 都営地下鉄大江戸線

春日駅6番出口より徒歩6分

● 東京メトロ丸ノ内線・南北線

後楽園駅2番出口より徒歩5分

株式会社 東京ドーム

〒112-8575 東京都文京区後楽1丁目3番61号
TEL 03 (3811) 2111 (代表)